

③ 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )							
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(国際物流拠点産業集積地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1	第	号	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	5	円				
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6					
					(5)と(6)のうち少ない金額	7					
					所得基準額 $(7) \times \frac{35 \text{又は} 40}{100}$	8					
設立年月日	2	平	.	.	所得基準額	8					
								特別控除額 (8)	9		
											人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額
認定法人としての認定を受けた日	3	平	.	.	特別控除額の計算	11					
								(1)が第3号の場合	人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11	
事業種目	4				特別控除額の計算	12					
								(1)が第3号の場合	特別控除額(第3号に係る(8)と(1)のうち少ない金額)	12	

別表十一 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 別表十（一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額6」は、措置法令第36条第3項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90第3項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）の規定により計算し

た軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3 「所得基準額8  
(7) ×  $\frac{35\text{又は}40}{100}$ 」

改正法附則第26条第3項若しくは第4項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定を適用を受ける場合又は連結法人が同法附則第37条第3項若しくは第4項（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「又は40」を消し、その他の場合には「35又は」を消します。